明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

省令

○総務省令第九十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに電気通信事業法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準） **第二十三条の四**　法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　削除 ［三・四　略］ 五　削除 ［六～十二　略］ ［２・３　略］ （認可接続約款等の公表） **第二十三条の八**　法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 （卸電気通信役務に関する契約約款） **第二十五条の七の二**　［略］ ［２・３　略］ ４　第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 （第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等） **第四十条の四の三**　［略］ ２　法第百八条第一項第二号の規定による接続約款の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。	（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準） **第二十三条の四**　［同上］ ［一　同上］ 二　第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所 ［三・四　同上］ 五　第一種指定市内交換局に設置されるＩインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所 ［六～十二　同上］ ［２・３　同上］ （認可接続約款等の公表） **第二十三条の八**　法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 （卸電気通信役務に関する契約約款） **第二十五条の七の二**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 （第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等） **第四十条の四の三**　［同上］ ２　法第百八条第一項第二号の規定による接続約款の公表は、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。